

労働紛争の新規申請は減少・相談は増加

～令和6年 京都府労働委員会の労働紛争の取扱状況について～

令和7年2月26日

京都府労働委員会事務局

京都府労働委員会は、労使関係の安定を図る専門的な行政機関であり、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成の特色を生かして、中立・公正な立場で労使間の紛争の迅速かつ円満な解決について援助し、早期解決に当たっています。

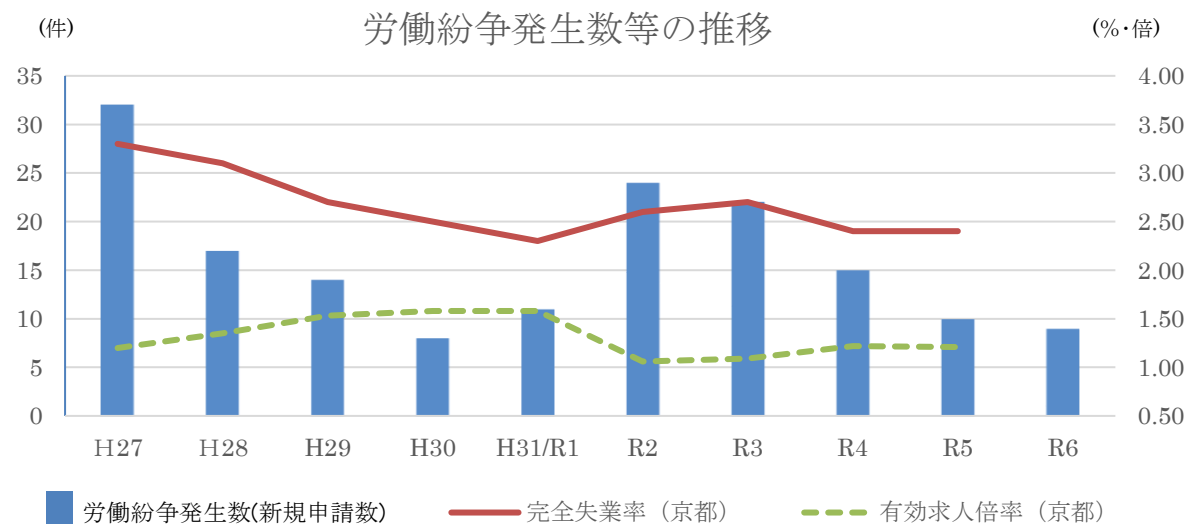
この度、令和6年1月から12月までの期間の京都府労働委員会の労働紛争の取扱状況について、次のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

▶ 労働紛争取扱状況

【申請事件の概要】

- ・新規申請は9件。昨年に比べ減少したが、その内訳をみると、個別労働関係紛争は9件と前年より1件増加した一方で、労働争議は0件であった。
- ・係属事件の件数は、令和4年以降減少傾向にある。

区分	年	係属事件			終結事件	次年繰越
		前年繰越	新規申請	計		
合計	6	1	9	10	8	2
	5	2	10	12	11	1
	4	8	15	23	21	2
	3	6	22	28	20	8
	2	2	24	26	20	6
労働争議 (集団)	6	-	-	-	-	-
	5	1	2	3	3	-
	4	-	6	6	5	1
	3	-	6	6	6	-
	2	1	3	4	4	-
個別労働 関係紛争	6	1	9	10	8	2
	5	1	8	9	8	1
	4	8	9	17	16	1
	3	6	16	22	14	8
	2	1	21	22	16	6



(次頁あり)

【労働争議の調整】（労働組合と使用者の間の紛争）

- ・令和6年中に係属事件はなかった。

【個別労働関係紛争のあっせん】（個々の労働者と事業主の間の紛争）

- ・新規申請の9件は、いずれも労働者側からのあっせん申請であった。
- ・あっせん事項別でみると、解雇の撤回など経営又は人事に関するものが4件、労働条件に関するものが2件、パワハラなど職場の人間関係が2件、賃金等に関するものが1件であった。

（参考）あっせん…当事者間での自主的な解決が困難となった場合に、中立・公正のあっせん員が労使の間に入って話し合いによる解決をサポートする制度

【事前相談件数の概要】

- ・京都府労働委員会では、個別労働関係紛争に係る労働相談を受け付けている。
- ・相談件数は200件で、昨年に比べて25.8%増加した。
- ・相談内容は、パワハラなど職場の人間関係が77件、次に多いのが解雇等や雇止めに関するもので17件となっている。職場の人間関係は、項目ができた令和2年以降増加傾向にあり、最多となった。

（単位：件）

年	2	3	4	5	6
相談件数	163	163	167	159	200

【不当労働行為事件の審査】（労働組合法に基づく不当労働行為の救済申立に対する審査）

- ・新規申立ては2件で、前年からの繰越を含め5件が係属
- ・うち1件が棄却、1件が和解で終結し、3件が係属中

（単位：件）

区分	年	係属事件			終結事件					次年繰越
		前年繰越	新規申立て	計	命令		和解	取下げ	計	
					救済	棄却				
不当労働行為事件の審査	6	3	2	5	-	1	1	-	2	3
	5	1	3	4	-	1	-	-	1	3
	4	3	-	3	1	-	1	-	2	1
	3	3	2	5	1	-	1	-	2	3
	2	2	2	4	1	-	-	-	1	3

（単位：回）

区分	年	調査	審問	合議	和解	計
不当労働行為事件の調査・審問等実施回数	6	6	2	2	10	20
	5	6	2	4	7	19
	4	5	1	5	12	23
	3	12	2	5	19	38
	2	4	5	2	7	18